

比較推奨販売方針（八方式）

1. 受託保険会社のご案内

当社（株式会社 PUBLIC）は、複数の保険会社と募集委託契約を締結している乗合保険代理店です。現在、以下の保険会社の商品を取り扱っております。

<損害保険>

- 三井住友海上火災保険株式会社
- 日新火災海上保険株式会社

<生命保険>

- 三井住友海上あいおい生命保険株式会社
- 三井住友海上プライマリー生命保険株式会社※
- ジブラルタ生命保険株式会社※

※外貨建保険・変額保険をご希望の場合にご案内する保険会社です。

2. 推奨保険会社とその理由

当社では、保険業法第 294 条の 3（顧客の最善の利益の確保）および金融庁「保険会社向けの総合的な監督指針」の趣旨を踏まえ、お客さまへのご提案にあたり推奨保険会社を定めています。なお、本方針は八方式（推奨保険会社の設定・理由の開示）に基づいています。

保険種別	推奨保険会社	推奨の理由（概要）
損害保険	三井住友海上火災保険株式会社	当社はもともと同社の専属代理店として活動していたため、商品・事務手続きに深く精通しており、正確かつ迅速なサービスを提供できる。また、国内大手として財務健全性が高く、24 時間 365 日の事故受付体制など保険金支払能力・事故対応力に優れ、幅広い商品ラインアップでお客さまの多様なニーズに対応できる。
損害保険（特定ニーズ）	日新火災海上保険株式会社	お客さまの特定のご意向・補償内容のご希望により、同社の商品をご提案する場合がある。住宅火災・地震保険など特定分野において競争力のある商品を有しており、お客さまのニーズに応じた選択肢として活用する。
生命保険	三井住友海上あいおい生命保険株式会社	損害保険と同グループ会社であり、当社が培ってきた三井住友海上グループへの精通度を活かした一体的なサービスが可能。保障性・貯蓄性の幅広い商品を備え、ライフステージに応じた柔軟な設計と損害保険との総合的な保障提案ができる。
疾病・介護保障	三井住友海上あいおい生命保険株式会社	がん・介護・就業不能など長期保障に特化した商品が豊富。当社営業担当者は継続的な研修により複雑な給付条件・告知内容を正確に説明できる体制を整えており、お客さまの意向・健康状態に応じた柔軟な設計が可能。
外貨建・変額保険	三井住友海上プライマリー生命保険株式会社	外貨建・変額保険に特化した専門会社として多様な通貨・ファンドラインアップを備え、お客さまのリスク許容度・運用目的に応じた設計が可能。募集にあたっては保険業法第 300 条の 2 に基づく適切な情報提供を徹底している。

【ご留意事項】 上記の推奨理由は当社が独自に評価・設定したものであり、推奨保険会社以外の保険会社の商品が劣ることを意味するものではありません。

3. ご提案の方針

(1) 原則的なご提案方法

原則として、上記の推奨保険会社の商品をご提案いたします（いわゆる「口の選別」は行いません）。ご提案の際は、その保険会社・商品をお勧めする理由（補償内容のお客さまへの適合性、事故・保険金対応力、保険料水準、支援体制等）を分かりやすくご説明いたします。

(2) お客さまの意向に応じた対応

お客さまのご意向・ご希望（補償内容・保険料・通貨・運用スタイル等）によっては、推奨保険会社以外の保険会社の商品をご提案する場合があります。なお、日新火災海上保険株式会社については、お客さまの特定のご意向・ニーズに応じてご提案する位置付けとしています。また、複数の商品を比較してご検討されたい場合は、お申し出いただければ比較情報を提供いたします。

(3) 意向把握・確認の徹底

当社は、保険業法第 294 条（保険契約の締結等に関する禁止行為）および同法第 294 条の 2（意向把握義務）に基づき、ご提案前にお客さまのご意向を丁寧にお聴きし、ご提案後にも意向と合致しているかを確認いたします。

(4) 情報提供義務の遵守

保険業法第 300 条および第 300 条の 2 に基づき、商品の重要事項（契約概要・注意喚起情報）を正確かつ分かりやすくご説明いたします。特に不利益となる事項（解約時の返戻金の減少・免責事項等）についても、お客さまが正しくご理解いただけるよう丁寧にご説明いたします。

4. 利益相反への対応

当社は、保険業法第 294 条の 3（顧客の最善の利益の確保義務）の趣旨に従い、以下の方針により利益相反を管理します。

- 手数料率・社内評価等、当社の利益を優先してお客さまに不利な商品をご提案することはいたしません。
- 推奨保険会社の設定にあたっては、手数料水準のみを根拠とせず、商品内容・保険会社の財務健全性・保険金支払能力等を総合的に勘案しています。
- 利益相反となり得る事項（当社と特定保険会社との関係等）については、必要に応じてお客さまに説明いたします。

5. 募集人の体制・教育

当社は、保険業法第 294 条の 4（保険募集人の体制整備義務）および「保険代理店向けの総合的な監督指針」に基づき、募集人に対し以下の取り組みを実施しています。

- 法令・社内規則に関する定期的な研修の実施
- 取扱保険会社・商品に関する継続的な知識習得
- 募集プロセスの記録・保存（意向把握記録、提案内容等）

6. お客さまの最終意思の尊重

最終的な保険加入のご判断は、すべてお客さまにあります。当社は、お客さまが十分にご理解・ご納得されたうえで手続きを進めてまいります。ご不明な点や疑問があれば、遠慮なくお申し付けください。

7. 本方針の見直し

本方針は、法令・監督指針の改正や取扱保険会社の変更等があった場合、適宜見直しを行います。

8. お問い合わせ

会社名：株式会社 PUBLIC

電話：028-689-9416

受付時間：平日 9:00～18:00（夏季休暇・年末年始を除く）
